平成２３年（フ）第３６号
横浜市瀬谷区五貫目町10番地１　マークスプリングス・メゾンＢ102号
債務者　八木由佳理
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７３号
横浜市神奈川区橋本町２丁目５番地３　ＳＷ―402
債務者　高橋　香織（旧姓吉澤）
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０７号
横浜市南区中里３丁目５番15号　スターゲイツ弘明寺７番館
債務者　山崎　恭輝
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２６号
神奈川県大和市桜森１丁目５番12号　グリーンヒルＹＡＭＡＧＵＣＨＩ407号
債務者　古谷　典子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３５号
横浜市泉区和泉町7731番地の10
債務者　横山　浩治
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６０号
東京都東村山市久米川町２丁目31番地６メゾンホークロード303
債務者　滝田　光子（旧姓友野）
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５号
愛媛県八幡浜市保内町宮内１番耕地107番地丸万マンション402号室
債務者　桝野　恭弘
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（フ）第３８号
東京都府中市八幡町２丁目29番地の10Ｍ’ｓスクエア403
債務者　會田　陽助
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月14日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７３号
東京都立川市一番町４丁目65番地の48
債務者　松田　浩一
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月14日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３３１２号
横浜市戸塚区舞岡町29番地　セントラルハイツ戸塚101号
債務者　蛭田　友美（旧姓吉崎）
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０８号
横浜市中区長者町５丁目51番地１　ライオンズプラザ横浜大通り公園204号室
債務者　丸井宣四郎
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５５４号
埼玉県所沢市小手指町３丁目27―１　小手指ハイツＵ―505
債務者　上野　夏紀
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５８２号
東京都大田区千鳥１丁目３－６―402
債務者　山下　顕慈
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３１号
東京都足立区加賀２丁目31―２―603
債務者　金田秀夫こと　金　　斗千
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６２号
神奈川県川崎市川崎区京町２丁目８―９
債務者　高橋　正道
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６３号
東京都中野区上高田３丁目10―２―201
債務者　小川美智子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部